

新評議員候補者推薦のお願い

日頃は、校友会活動にご協力を頂きまして、誠に有難うございます。さて、現在の校友会のお世話をさせていただいております現役員の任期が、令和2年（2020年）3月末をもちまして満了致します。その為に、本会の正会員から次期役員を選出する必要があります。選出に係わる細則（評議員選出細則はHPページに掲載）に則り、次期役員を選出致します。なお、会則等の規程につきましては校友会ホームページにも掲載させていただいております。

追手門学院大学校友会は令和3年（2021年）に結成50年を迎えます。その年に向かいまして記念事業を行って行く計画です。最初の記念事業としまして、令和元年6月30日には1期生で作家の宮本輝氏をお招きしまして対談を行いました。今後の記念事業は新役員のみなさまと実施に向けて行けたらと思っております。なお、記念式典は令和3年（2021年）5月30日（日）にリーガロイヤルホテル大阪にて開催します。今から予定に入れておいて下さい。

大学も2キャンパス化へと大きく母校が発展しました。在学生も7,000名を越え、規模も大きくなりました。また、学生の在学中からの校友会会員化も行いました。このことにより我々卒業生55,000名も校友会活動を通じまして母校の発展に寄与することが責務となってきました。

このような会の活動に、ご協力をいただける役員を各卒業期、学部・学科、ゼミ、クラブから正会員のご推薦をいただきますようお願い致します。また、若年層の卒業生からのご推薦も是非ともお願い致します。

*正会員とは、追手門学院大学・大学院の卒業をして、終身会費を納めた者

新評議員選出の手順

1. 会報90号にて同封させていただきました「評議員候補者推薦書（1号評議員）様式1」（コピー不可）に、必要事項を記入の上、推薦者が自署捺印して下さい。正会員が正会員を2名以内で推薦して下さい。（自薦は受けしません）
2. 自前の封筒に「校友会評議員選出委員会」宛と記入して「推薦書」を封入し、郵便にて送付してください。（ファックス・電子メール・持参は不可）
3. 新評議員推薦の締め切りは、10月31日（木）の消印まで有効です。
4. 評議員選出委員会では、委員立ち合いのもと開封し、候補者名簿を作成します。
5. その後、候補者には受諾の意思確認を行います。
6. 候補者名簿をホームページ上に、12月13日（金）までに公表します。
7. 候補者名簿をご覧いただき、異議申し立てがあれば12月25日（水）までに、文書にて受け付をします。
8. 期間内に異議申し立てが無ければ新評議員に就任して頂きます。

会員番号は宛名に掲載してあります。

〒567-8502

茨木市西安威2-1-15

将軍山太郎

バーコード

1 2 3 4 5 ←

会員番号

追手門学院大学校友会評議員選出細則（抜粋）

本会評議員の選出について、本会会則の第26条に従って、ここに選出細則を定める。

第1章 1号評議員の選出

[選挙権者と被選挙権者]

第1条 本会の活動の基盤となる1号評議員選挙については、会員の推挙推薦並びに、評議員選出委員会によって、1号評議員候補者を選び、会員の同意を得て決定する。なお、評議員数は、会員総数の300分の1以内を選出するものとする。

第2条 本会会員中、正会員のみが本会1号評議員に就任することが出来る。

第3条 本会会員は、1号評議員候補者として2名以内を推薦することが出来る。また、評議員選出委員会は全体の候補者状況を見て、評議員選出委員長名にて追加推薦をすることが出来る。

第4条 前条の本会1号評議員候補者の内、次に該当する会員は、推挙推薦があつたとしても本会1号評議員候補者としての資格を失う。

- ① 本会終身会費を納めていない者
- ② 連絡先不明で連絡が取れない者
- ③ 評議員選出委員会が評議員としてふさわしくないと判断し、それを理事会が了承した者

[評議員選出委員会]

第5条 本会1号評議員選出に際しては、評議員選出委員会を設置する。

第6条 評議員選出委員会は、監事と会長が指名する副会長2名、常任理事2名をもって組織する。

第7条 評議員選出委員会は、正会員より文書による問い合わせがあつた場合には、選出の内容を公開する。但し、会員の人権に関わる内容については公開しない。

[選挙方法]

第8条 本会正会員は、「評議員候補者推薦書（1号評議員）」別紙様式1に則り、所定の項目に記入の上、捺印し、封筒に入れ、所定の期日までに評議員選出委員会宛に郵送する。郵送以外の方法による受付は認めない。

第9条 評議員選出委員会は、期日を定めて、次の事を行う。

- ① 本会正会員から、郵送されてきた「評議員候補者推薦書（1号評議員）」に記載されている事項を検証して、1号評議員候補者一覧表を作成する。なお、評議員選出委員会による推薦者もこの表に加え、このことを明記する。
- ② 本細則第3条による1号評議員候補者は、本会1号評議員の推薦を受けるかどうかについて、「校友会評議員就任承諾書」別紙様式3を送り、就任し、校友会活動に参加するかの意思の確認を行う。なお、本会ホームページに公示することを拒否する者は、1号評議員候補者の資格を失う。
- ③ 1号評議員候補者一覧表を、本会ホームページに公示する。また、定められた期日までに正会員からの文書による異議申立ての受付を行う。
- ④ 前項の結果を、速やかに本会理事会に報告し、次期評議員を確定する。

第10条 前条の取り扱いを総て終了した段階で、評議員選出委員会は1号評議員候補者に対し、「校友会評議員就任書」別紙様式4を送り、その結果を会員に告知する。

次期評議員選出日程（案）

2019年

10月 1日（火）選挙の公示

10月31日（木）評議員候補者推薦書受付締切（消印有効）

11月13日（水）評議員選出委員会にて、候補者案の策定（会員数の300分の1以内）

11月30日（土）常任理事会・理事会にて、候補者案の承認 評議員候補者に就任承諾書の送付

12月10日（火）就任承諾書の締切（消印有効）

12月13日（金）新評議員候補者名を校友会ホームページにアップ

12月25日（水）異議申し立て締切（消印有効）

2020年

2月15日（土）新評議員会開催 役員選出委員の選任

3月14日（土）新評議員会開催 役員の承認

4月 1日（水）新役員就任